

○中之条町ふるさと公園たけやま施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成9年3月31日規則第6号

改正

平成19年3月22日規則第2号

平成21年7月21日規則第11号

平成23年12月9日規則第17号

令和3年2月15日規則第3号

令和7年2月14日規則第4号

中之条町ふるさと公園たけやま施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中之条町ふるさと公園たけやま施設の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請)

第2条 条例第4条第1項に規定する有料施設（以下「有料施設」という。）の利用許可を得ようとする者（以下「申請者」という。）は、中之条町ふるさと公園たけやま施設利用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第3条 有料施設の利用を許可する場合は、中之条町ふるさと公園たけやま施設利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 町長は、利用許可をするに当たっては、有料施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の打合せ)

第4条 前条の規定による利用許可を受けた者は、（以下「有料施設利用者」という。）は、有料施設等の利用方法及びその他の必要な事項について、事前に係員と打合せをしなければならない。

(使用料の減免等)

第5条 条例第8条及び第9条の規定による使用料の減免又は還付を受けようとする有料施設利用者は、中之条町ふるさと公園たけやま施設使用料減免等申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づき使用料の減免又は還付を決定したときは、中之条町ふるさと公園たけやま施設使用料減免等決定通知書（様式第4号）により有料施設利用者へ通知するものとする。

（係員の立入り）

第6条 町長は、管理上必要があると認めるときは、係員を利用中の有料施設に立ち入らせることができる。この場合において、有料施設利用者は、これを拒むことができない。

（遵守事項）

第7条 条例第2条第2項に規定するたけやま施設（以下「たけやま施設」という。）を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 他人に危害を及ぼす行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- （2） たけやま施設を破損若しくは損傷又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- （3） 設備及び備品等の利用並びに盲導犬の立入りは、係員の指示を受けること。
- （4） 火災その他の災害の防止に万全を期すること。
- （5） たけやま施設及び敷地内で物品の展示、販売、宣伝、寄附の募集又はこれらに類する行為については許可を得ずに行わないこと。
- （6） 危険物等を持ち込まないこと。
- （7） 不衛生物等を建物内に持ち込まないこと。
- （8） 指定した場所以外で喫煙をしないこと。
- （9） その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（破損等の届出）

第8条 利用者は、たけやま施設を破損若しくは損傷又は滅失したときは、直ちにその旨を町長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（原状回復の点検）

第9条 有料施設利用者は、条例第10条の規定により、有料施設を原状に回復したときは、直ちに町長に申し出て係員の点検を受けなければならない。

（指定管理者による管理）

第10条 条例第13条第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合における第2条、第3条、第6条、第8条及び前条の規定の適用については、これらの規定中

「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第11条 条例第14条第1項の規定により、指定管理者に利用料金を収受させる場合における第5条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とし、「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、たけやま施設の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月21日規則第11号)

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月9日規則第17号)

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月15日規則第3号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月14日規則第4号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

中之条町ふるさと公園たけやま施設利用許可申請書

年 月 日

中之条町長 様

住 所

氏 名

電話番号

中之条町ふるさと公園たけやま施設を次のとおり利用したいので、施行規則第2条の規定により申請します。

1 利用日時 年 月 日 時 分 ～ 時 分

2 施設名及び区分

3 利用目的

4 利用人員 人

5 その他

様式第2号（第3条関係）

中之条町ふるさと公園たけやま施設利用許可書

年 月 日

様

中之条町長

年 月 日申請のあった中之条町ふるさと公園たけやま施設の利用許可について、施行規則第3条の規定により許可します。

1 利用日時 年 月 日 時 分 ～ 時 分

2 施設名及び区分

3 利用目的

4 参加人員 人

5 使用料 円

6 その他

利用に当たっては、管理者の指示に従い善良な注意を持って使用すること。

様式第3号（第5条関係）

中之条町ふるさと公園たけやま施設使用料減免等申請書

年 月 日

中之条町長 様

住 所

氏 名

電話番号

中之条町ふるさと公園たけやま施設の使用料の減免等を受けたいので、施行規則第5条の規定により申請します。

1 施設名及び区分

2 使用料 円

3 減免等の理由

4 参考資料等

様式第4号（第5条関係）

中之条町ふるさと公園たけやま施設使用料減免等決定通知書

年 月 日

様

中之条町長

年 月 日申請のあった中之条町ふるさと公園たけやま施設の使用料減免等について、次のとおり決定したので通知します。

1 施設名及び区分

2 使用料 円

3 減免等をする金額 円